

京 都 大 学 大 学 院 経 営 管 理 教 育 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 経営管理専攻の課程は、専門職学位課程とする。</p> <p>第2 入学</p> <p>第3条 入学手続及び入学者選抜方法は、<u>教育部教授会</u>（以下「教授会」という。）で定める。</p> <p>2 <u>京都大学通則</u>（以下「通則」という。）第53条の15において準用する通則第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条 (同 左)</p> <p><u>第2条の2 京都大学通則</u>（以下「通則」という。）  <u>第53条の2第3項ただし書の規定による標準修業年限は、1年6月とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、教育部教授会</u>（以下「教授会」という。）が定める資格又は要件を具備する者について、<u>教授会が定める教育課程を履修する場合に適用する。</u></p> <p>第2 入学</p> <p>第3条 入学手続及び入学者選抜方法は、<u>教授会</u>で定める。</p> <p>2 <u>通則</u>第53条の15において準用する通則第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。</p> <p>附 則  この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>